

更新箇所を赤字で表示しています。当案内は、必要に応じて更新されます。

東京大学宿舎ご入居までの流れについてのご案内 <留学生>

2020年7月29日

2020年8月28日更新

2020年11月13日更新

2020年11月27日更新

本部管理課

本部奨学厚生課

教養学部等学生支援課

本部国際支援課

東京大学宿舎に日本国外から帰寮または新たに入居する場合は、必ず下記事項を遵守して頂きますよう、お願い致します。

1. 日本への入国予定日前日までの2週間について、「[体調管理表](#)」を使ってご自身の日々の体調を記録してください。既に入国予定日まで2週間を切っている場合には、記録可能な日から体調の記録を行ってください。この「体調管理表」は、宿舎入居時に提出してください。

2. 日本への入国日時が確定したら、速やかに宿舎担当・宿舎事務室および所属部局に、以下を連絡してください。

1) 日本入国日時、2) 入国後の14日待機場所の名称と連絡先、3) 宿舎への到着予定日時

各宿舎の宿舎担当・宿舎事務室の連絡先は、ハウジングオフィス HP の以下のページをご確認ください。

■各施設「使用要領」 & 「入居案内」

https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/housing-office/ja/download/index_00001.html

3. 厚生労働省の要請により、必ずご自身の到着地である空港等から待機場所(※)までの移動手段を、事前手配してください。日本に入国した次の日から起算して14日間の指定待機期間中は、14日目の終了日まで電車、バス、タクシーを含めた公共交通機関を一切使用することができません。日本への入国日が決まったら、所属部局に連絡の上、ご自身で移動手段を事前手配してください。

(参考) 厚生労働省紹介のハイヤー会社

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

(※) 厚生労働省より、入国の次の日から起算して14日間、検疫所長が指定する場所で待機することが要請されていますが、**本学における感染症拡大防止の観点から、帰寮者について、2020年12月1日(火)以降に日本を出国する場合は、本学の宿舎での待機ができません。**

更新箇所を赤字で表示しています。当案内は、必要に応じて更新されます。

せん。なお、新規渡日の留学生については、防疫上の観点から、入居予定の宿舎に関わらず、一律で、大学指定のホテルで待機を行うこととしています。また、新規渡日者および2020年8月31日までに日本を出国した宿舎への帰寮者については、入国支援の措置を講じていますので、ご所属の部局にお問い合わせください。詳細は、ご所属の部局にお問い合わせください。

参考：厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

【入国拒否対象国・地域以外から宿舎に帰寮する場合】

日本への入国後翌日からの2週間について、「健康管理フォーム」を使ってご自身の日々の体調を宿舎に報告してください（入国拒否対象地域から宿舎に帰寮する場合には、入国前後の新型コロナウイルス感染症の検査を受検していること、待機期間中の厚生労働省への健康報告が義務付けられていることから、あらためて宿舎に健康報告をする必要はありません）

<健康管理フォーム>

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=T6978HAr10eaAgh1yvIMhN-A11epaNhBgLGU099rZPRUM083TjcONUNVOVI20EVZUOFNNDcxTUZJNi4u>



問い合わせ先：

- インターナショナル・ロッジ、目白台インターナショナル・ビレッジへの入居について
本部管理課ハウジングオフィス（housing-office.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）
- 豊島国際学生宿舎、追分国際学生宿舎への入居について
本部奨学厚生課厚生チーム（kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）
- 三鷹国際学生宿舎への入居について
教養学部等学生支援課厚生チーム（kousei-team.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）
- その他
本部国際支援課学生生活チーム（rsupport.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp）